

中之島シティ法律事務所報

# N C L a w L e t t e r

第24号

Vol. 24

April, 2024



巻頭言 (安田 幸司) .....	2
景品表示法によるステルスマーケティング規制について (松下 聡) .....	3
氏名ブランドの商標登録—令和5年法改正のご紹介を含めて— (矢倉 雄太) .....	5
続けていますよ。低山トレッキング (三山 峻司) .....	8
今年目標「人生初」 (阪口 誠) .....	9
ライブ参戦記 (湯浅 靖) .....	10
エクスターンシップの実施 (池田 聡)、 はじめてのワインスクール (北村 優香子) .....	11
1週間のニューヨーク旅行 (西川 侑之介) .....	12

## 巻 頭 言

弁護士・ニューヨーク州弁護士 安田 幸司

春暖の候、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

本年1月1日には「令和6年能登半島地震」が発生し、大変な出来事からのスタートとなりました。私自身、小学6年生の時に「阪神・淡路大震災」を経験し、友人や同級生を亡くし、また家も半壊になるなど、地震によって大きな影響を受けてきました。今でも、大地震のニュースを目にすると、当時の状況を思い出します。復興には時間を要するとは思いますが、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

暗いニュースの一方で、本年2月22日には日経平均株価が平成元年（1989年）の12月29日につけた最高値であった3万8915円を更新し、その後、本年3月4日には史上初の4万円台に乗せました。ただ、TOPIXに関してはまだ平成元年につけた史上最高値である2884.80ポイントを更新できておらず、個人的にはTOPIXの動向が気になっております。

また、マーケットを眺めておりますと、最近では、AI半導体関連銘柄の株価の上昇が著しく、今後は、社会生活のいたるところでAIが活用されるのではないかと感じております。

また、本年11月5日には、アメリカでは大統領選挙が行われます。アメリカのロースクール留学中の前々回の大統領選挙の際には、トランプ氏が大統領に就任しました。トランプ氏が再び大統領に再選されるのか、バイデン大統領が再選されるのか、その他の候補者が大統領に選ばれるのか、非常に注目しております。「米国がくしゃみをする」と日本も風邪を引く」という言葉がありますが、大統領選挙の結果、アメリカがくしゃみをする事が出来ないことを祈るばかりです。

今年度はどのような一年になるのでしょうか。社会の変化に取り残されることのないようにアンテナを張りながら、皆様のお役に立てるように業務に専念していこうと考えております。

# 景品表示法によるステルスマーケティング規制について

弁護士 松下 聡

## ①はじめに

不当景品類及び不当表示防止法（通称「景品表示法」又は「景表法」）は、その名の通り不当な景品と表示を規制している法律です。2023年（令和5年）10月1日から、同法5条3号に基づく内閣総理大臣の告示により、いわゆるステルスマーケティングが規制されました。

## ②景表法による表示規制の概要

景表法では5条において、事業者の商品又は役務（サービス）について、禁止される表示を定めています。同条1号においては、実際の商品・同種の商品より著しく優良であると誤認させる表示（優良誤認）が、同条2号においては、実際の商品・同種の商品より著しく有利であると誤認させる表示（有利誤認）が、それぞれ禁止されています。

そして同条3号では、上記各号のほか、今般追加されたステルスマーケティング規制も含めて、内閣総理大臣が指定する表示が禁止されています。

## ③ステルスマーケティング規制の対象

今般の内閣総理大臣の告示によれば、規制の対象は「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの」とされます。

つまり、実際には当該商品やサービスを販売している事業者による表示であるにも関わらず第三者の表示のように見えるもの、一般にステルスマーケティングと言われる手法です。

この規制の趣旨は、事業者による表示（宣伝）であれば、消費者側もある程度の誇張があることを想定する一方、第三者による表示であると誤認すれば、客観的な評価であると考えてしまうことにより、一般消費者の合理的な選択が阻害されることを防ぐことにあるとされています。

この告示については、運用基準を消費者庁が定めています。その内容からすれば規制の対象は、(1)事業者が表示内容の決定に関与した、(2)一般消費者が当該（事業者が関与した）表示であることを判別することが困難である、という両方の条件を満たすものということになります。

## ④「事業者が表示内容の決定に関与した」

運用基準によれば、事業者が自ら表示を行う場合だけでなく、第三者に表示を行わせる場合も、ステルスマーケティングに該当する場合があります。これには、事業者が他

の事業者やインフルエンサーに依頼して、SNSへの投稿などの宣伝をさせる場合が典型的に考えられます。なお、「表示」としては、事業者の商品等を積極的に宣伝する場合だけでなく、競合する他社の商品等を誹謗中傷する場合等も考えられます。

逆から言えば、ステルスマーケティングにならないのは、事業者が表示内容の決定に関与していない場合となります。運用基準によれば、「客観的な状況に基づき、第三者の自主的な意思による表示内容」であれば、事業者の表示ではなく、ステルスマーケティングにも該当しません。その具体例として、「事業者が第三者に対して自らの商品又は役務を無償で提供し、SNS等を通じた表示を行うことを依頼するものの、当該第三者が自主的な意思に基づく内容として表示を行う場合」が挙げられています。

なお、明示的な依頼が無かったとしても、事業者から第三者に対して、商品等の宣伝をすることにより経済上の利益があることをほのめかしたことにより、当該第三者が宣伝を行った場合について、ステルスマーケティングに該当しうる具体例に挙げられています。

#### ⑤「一般消費者が当該表示であることを判別することが困難」

運用基準によれば、一般消費者から見て事業者自身の表示であることが明瞭であれば、当然のことながらステルスマーケティングに該当しません。具体例として、「広告」「宣伝」「PR」などの文言が表示されている場合、テレビで番組から切り離されたCMによる場合、事業者自身のSNSのアカウントで発信する場合などが挙げられています。

一方、判別が困難でステルスマーケティングに該当しうる具体例として、「全く表示が無く第三者を装うもの」は当然として、「長時間の動画の中間や末尾にのみ広告と表示する」「大量のハッシュタグの中に紛れこませて広告と表示する」などが挙げられています。

#### ⑥違反した場合

ステルスマーケティングに限りませんが、景表法に違反する不当な表示があった場合、措置命令（その命令にも違反すると刑事罰の対象）が出される可能性があり、措置命令は公表されることとなります。なお、優良誤認や有利誤認の場合にかかる課徴金制度の対象ではありません。

#### ⑦まとめ

この規制は上記のように要件が微妙であり、悩まれる事例もあり得るかと思います。ご懸念の場合は、ご相談いただければと思います。

## 氏名ブランドの商標登録 —令和5年法改正のご紹介を含めて—

弁護士・弁理士・博士（法学） 矢倉 雄太

### 1 はじめに

「タケオキクチ」や「Stella McCartney」などを含め、特にファッション業界では、国内外を問わず、デザイナーの氏名を冠したブランド名（以下、「氏名ブランド」といいます。）が広く用いられています。

しかし、日本の商標登録の実務では、従前から「氏名ブランド」は商標登録を受けることが難しい状況にあるといえます。

このようななか、令和5年6月14日に公布された改正法（以下、「令和5年改正法」といいます。）により、他人の氏名を含む商標の登録要件が緩和されることになりました。同法は令和6年4月1日に施行予定であり、同日以後の出願から適用されることとなります。

本稿では、従前の氏名ブランドの商標登録のハードルを簡単に確認したうえで、法改正の内容について簡単にご紹介いたします。

### 2 「氏名ブランド」の商標登録のハードル—従前の実務

#### (1) 商標法4条1項8号

商標法4条1項8号（以下、単に「8号」といいます。ただし令和5年改正前。）は、「…他人の氏名若しくは名称…を含む商標…」については、その他人の承諾を得ていない限り、商標登録を受けることができない旨規定しています。この規定の趣旨について、判例は、氏名等に関する他人の人格的利益の保護にあるとし（最判平成16年6月8日）、「人は自らの承諾なしにその氏名…を商標に使われない利益を保護されている」と判示しています（最判平成17年7月22日）。

「氏名ブランド」の商標登録のハードルの根源は、この8号にあります。

#### (2) 特許庁での審査と近時の裁判例の傾向

従来特許庁では、氏名を含むように推察される商標出願についても、欧文字の大文字を用いスペース等で区切らずに一連で表記したものは、8号の「氏名」に該当しないと判断して登録を認めるなど、実務上一定の場合には登録を認める工夫をしていました（登録例として、「MASASHIYAMAGUCHI」（不服2015-15023）等）。

しかし、その後以下の2件の裁判例の登場により事態は動きます。

知財高裁令和元年8月7日判決〔KENKIKUCHI事件〕では、図形と結合され、欧文字で一連に表記された下記の商標①の登録出願について、続く知財高裁令和2年7月29日判決〔TAKAHIROMIYASHITATheSolist.事件〕でも、欧文字で一連に表記された下記の商標

②の登録出願について、それぞれ8号に該当することを理由に商標登録を認めませんでした（特許庁による登録拒絶の判断を裁判所が是認しました。）。

記

商標①	商標②
	<p style="text-align: center;">TAKAHIROMIYASHITATheSoloist.</p>

このような判断が知財高裁で立て続けに出されたことにより、欧文字を一連で表記することにより8号の適用を回避しようとする実務上の工夫も否定されてしまったように感じられました。

そのため、氏名ブランドについては、原則どおり、当該氏名ブランドに含まれる氏名と同姓同名の人物全員から承諾を得ない限り、商標登録を受けることはできない硬直的な運用へ大きく実務が傾いたといえます。しかし、世の中に存在する「同姓同名」の人物全員から承諾を得ることは、現実には不可能に近いでしょうし、「氏名ブランド」の商標登録の途は事実上閉ざされかけたともいえます。

しかし、その後知財高裁は、令和3年8月31日判決〔マツモトキヨシ事件〕において、当該傾向を緩和する趣旨かのような判断をします。同事件では、「マツモトキヨシ」という表記を含む音の商標の出願に関し、特許庁が当該出願商標は「マツモトキヨシ」という人の氏名を含んでいるものの、同姓同名の人物全員の承諾を得ていないとして、8号を理由に登録を認めない判断をしていました。これに対し、知財高裁は、同出願商標が人の氏名を含むことを認めたとうえで、同出願商標の登録を認めたのです（詳しいご説明は省略します。）。

このように、従前の実務運用では、「氏名ブランド」の商標登録のハードルは高く、なおかつ揺れ動いていると言える状況でした。

### 3 令和5年法改正

このようななか、令和5年改正法では、「他人の氏名」の定義につき、「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る」とし、一定の知名度を有する他人が存在するか否かを要件として考慮することとしました。なおかつ出願人側の事情として、①商標構成中の氏名と出願人の間に「相当の関連性」があり、②商標登録を受けることに「不正の目的」がないことを考慮する要件を課すことで、改正内容全体としてみれば、他人の氏名を含む商標の登録要件を緩和しています。

このような改正がなされることで、たとえば当職がファッションブランド「YUTA YAGURA」を立ち上げ、同ブランド名について商標出願を行った場合、指定商品役務の分野において需要者の間に広く認識されている「YUTA YAGURA」（やぐらゆうた）さんがい

ない限り、商標登録の途が開かれることとなります（私自身の氏名であるため①相当の関連性はありますし、例えば商標を先取りして他人に買い取らせるなどの②不正の目的もないため）。

これに対し、このような法改正以前の運用では、世の中に、当職以外の「YUTA YAGURA」（やぐらゆうた）さんがいらっしゃる限り、全員の同意がなければ商標登録できなかったのですから、商標登録の観点からいえば、大いなる前進といえます。

なお、同改正法施行後、氏名を含む商標を現在使用している方が、他人に当該氏名を含む商標を商標登録されたとしても、改正法の施行前から不正競争の目的ではなく氏名を含む商標を使用している場合は、改正法施行後も継続して、改正法の施行の際に使用している商品等に係る業務を行っている範囲内で、その商品等について当該氏名を含む商標を使い続けることができる手当がなされています（継続的使用権。令和5年改正法附則5条2項）。

また、改正法施行の際に、使用している商標が需要者の間に広く認識されている場合には、上記業務を行っている範囲にかかわらず、継続してその商品等について当該商標を使い続けることができることは言を俟ちません（商標法4条1項10号）。加えて、自己の氏名を普通に用いられる方法で表示する場合には、従前どおり他人の商標権の効力は及びません（商標法第26条第1項第1号）。

以上のとおり、令和5年改正法のうち、実務的なインパクトの大きい商標法4条1項8号を取り上げてきました。

本稿は、2024年2月16日時点に執筆しており、未だ本改正は施行されておりませんが、改正法以後、実務が大きく動くことは想像に難くありません。当職としても、今後の実務の動きに注目していきたいと思えます。

以上

## 続けていますよ。低山トレッキング

弁護士・弁理士・社会福祉士 三山 峻司

コロナ禍の中、2021年4月18日に始まった山トレは、その後もすっかり嵌ってしまいました。2024年2月末には近畿圏を中心に日帰り等で出かけた低山トレッキングの回数は通算129回を数えるほどになりました。月3回程度のペースで出かけていることになります。



〈早春の高尾山〉



〈夏の由布岳〉

何回かトライした箇所も多くなり、最近では生駒山(645m)は私のバックヤードのようになっています。ゆっくりと出かけ半日でITT(イメージトレーストレッキング)することも珍しくありません。ITTは私の造語です。地図に頼らずコース取りを頭の中で描きイメージ通りのコースと時間配分で登り、そして降りてくるトレッキングという意味です。

季節にもよりますが、車で行けるスポットの周辺、特に人気のスポット(六甲・箕面・俱留尊山・再度山・髻山など)は人、人です。しかし、いったん山に入るとほとんど人と出会いません。ときに数人とすれ違うだけという日も珍しくありません。多くの人は自分の脚で歩くのが不便で大変と思われるのでしょうか。それは実にもったいないことだと思います。1万歩手前くらいの歩きで調子が出てきます。3万歩を超える日は、少し歩いたかなという気分になります。



〈秋の再度山〉

下山で道筋に人家を見ると少し安心した気分になりますが、当たり前暮らしている街に入るとそこが人工的に手の加えられた特殊なエリアなんだと実感します。

仕事や就活、婚活まで何から何までタイパで早送りな生活モードになっています。そのモードに追いついていこうとする時間は馬鹿になりません。自分らしい生活や楽しみがあつてのタイパや倍速モードのはずが、知らずのうちにタイパと早送りの網の目に絡め捕られ、なんのためにと我に返ることすらも忘れる有様です。

低山ながら山歩きは生活のリズムが整う感じがします。光や風を感じ樹々の中で鳥の鳴き声や山道を自分のペースで歩く足裏から伝わる感触は、素直な驚きや畏敬の念を生じさせ、ときに「神秘」としか表しようのない中に自分を置いてくれます。自然の中を自力で歩く時間が心の中のものを配置し直すのでしょうか。自分自身の外側の問題から自分を解放してくれるようです。



〈雨の龍門山〉

山トレに出かける前夜は遠足の時のようなそわそわワクワクした高揚した気持ちがかなり小なりあります。今、こうして歩けることに感謝し、少し足を延ばして泊りを入れた低山トレッキングを楽しみたいと計画しているこの頃です。



## 昨年はふたつの「久し振り」、今年目標「人生初」

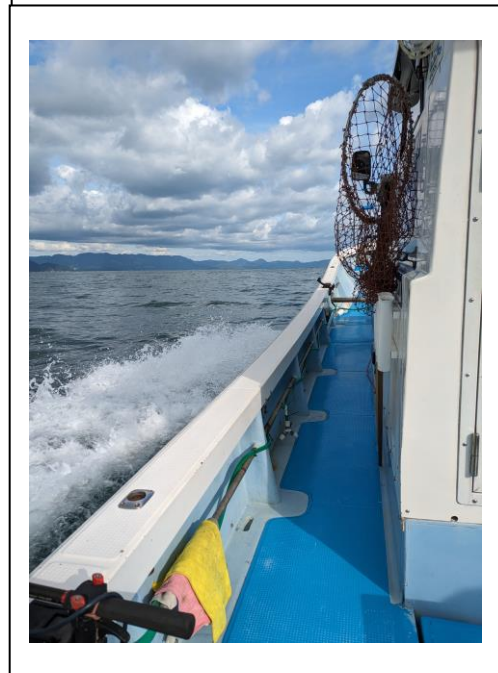
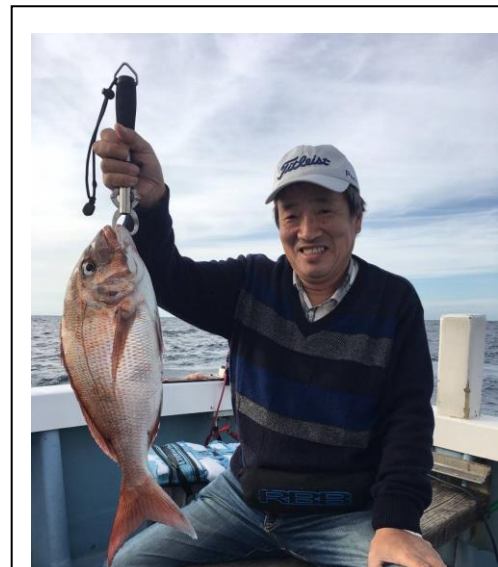
弁護士 阪口 誠

昨年は、「久し振り」がふたつあったので、紹介いたします。

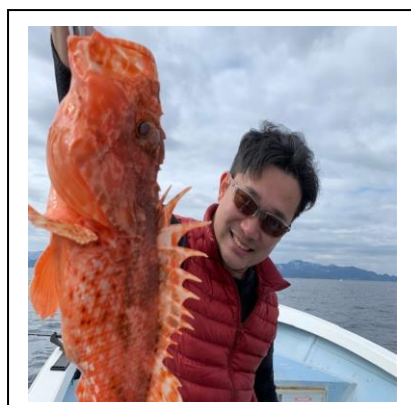
ひとつめは、ゴルフのホームコースで毎月開催されるシニア月例で久し振りに優勝できたことです。当日はインスタート。10番ロングホール、どうにかパーオンしたものの5メートル以上のスライスライン。これがまぐれにも入り、いきなりおはようバーディー。11番は2打目が左足下がりの残り100ヤード強、これもまぐれでピン横約15cmで連続バーディー、12番は2打目がダフリ。芝の薄い箇所からのアプローチ。これがまたまたまぐれでピンに寄り、パー。その後も説明すれば切りがないので、この辺りにしておきますが、数年に1度巡って来るまぐれが続き、約90名の参加者の中で久し振りに優勝することができました。

もうひとつは、20数年前に沖釣りして以来、久し振りの沖釣りに行ったことです。この日は朝5時に自宅を出発し、釣りが趣味の長男と知人の3人での釣り。長男の馴染みの船長の好意により釣り人3人ででも船を仕立ててもらい、舞鶴西港から北に約30km付近で竿出し、最初は素人でも釣りやすい5本針での五目釣り。なんと1投目でレンコ鯛4尾。その後も3人ともどんどん釣れて、昼過ぎからは大物狙いで完全フカセ釣り。これではあまり釣れなかったものの、みんなで真鯛約10尾、レンコ鯛約30尾、それにアジ、イトヨリ、馬面はぎ等々約50尾の釣果でした。

昨年は、このようにふたつの「久し振り」があったのですが、今年「人生初」を目標としています。もちろん、「良い事の人生初」を。



オニカサゴを釣った長男です。



## ライブ参戦記

弁護士 湯浅 靖

昨年はタイガースが38年ぶりに日本一となった余波で、終盤戦のチケットが全く取れず、寂しい思いをしました（もっとも「湯浅の一球」で救われました）。

一方で、昨年は人生初めてライブを体験し、ドハマリしてしまい、特に後半は多数のライブに参戦することができました。

①2023.1.15 大阪城ホール sumika ライブツアー 人生初めてのライブ。知っている曲ばかりで、心の中で合唱しながら自然と涙がこぼれました。

②2023.9.6 Zepp Osaka Bayside 秦基博と sumika の対バンライブ 1階後方でスタンディングでの Zepp 初観覧、ライブハウスに行くこと自体初めて、通勤電車並の混雑度の中、大合唱の渦に飲み込まれて涙腺が緩みっぱなしでした。

③2023.12.15 billboard live Osaka カネコアヤノ 食事付で飲酒しながらアーティストの息遣いが聞こえてきそうな距離感で初ビルボを楽しむことができました。

④2023.12.29 インテックス大阪 RADIO CRAZY 2023 フェス初参戦が、学生のころから聞いているFM802主催のフェスとなりました。多数のアーティストによる演奏を聞き、大声で合唱していると、1年間の様々な出来事がぐるぐると頭の中を巡りました。終わった後は疲労感とともに、心が温泉につかったような多幸感を持って帰ることができました。

⑤2024.1.13 festival fall TOMOO 事務所のすぐ近くにありながら、一度も足を踏み入れたことがなかったフェスティバルホール、注目のTOMOOのライブを素晴らしい音響環境で見ることができました。

以上、多数のライブに参戦することができ、特にフェスについてはもっと若い時に行っておくべきだったと後悔しています。



## エクスターンシップの実施

弁護士 池田 聡

本年2月、大阪公立大学法学研究科法曹養成専攻の大学院生に、研修生として来ていただきました。私の母校の学生であり、私自身が法科大学院在学中に同じように法律事務所での研修に参加したことが貴重な経験になったことから、当事務所でも法科大学院のカリキュラムに協力することとし、研修生を受け入れております。

法科大学院生は法曹の卵であり、大学院のカリキュラムに従って、法曹になった際に必要となることを勉強しているものの、実務を知っている訳ではありません。そこで、法廷に同行するなど、差し障りのない範囲で実務を体験し、法曹になった自身を考えて頂く機会になります。もちろん、研修生を受け入れる法律事務所の側からしても、学生の視点は新鮮なところがあり、新たな気づきに繋がることになります。

現在は、私が司法試験を受験した頃と異なり、法科大学院3年次の7月に司法試験を受験することができる制度になっています。一日も早く司法試験に合格して弁護士になりたいと考えていた当時の私からすれば、うらやましい制度の変更である反面、司法試験まで数ヶ月と迫った状態でエクスターンシップに参加するのは、慌ただしくなってしまう、時間をかけて将来の準備をする法科大学院生のカリキュラムとしては、少しもったいないようにも感じています。

いずれにせよ、研修に来て頂いた学生が司法試験に合格し、法曹として活躍してくれることを祈っています。

## はじめてのワインスクール

弁護士 北村 優香子

2024年が始まって既に3カ月が経ちましたが、最近、ワインスクールに通い始めました。ワインスクールって何？と思う方もいらっしゃるかも知れませんが、簡単に言うと、主にソムリエやワインエキスパートといったワインに関する資格を取得するためのスクールです。私が取得している講座では、毎週1回、約3時間の授業があり、前半が座学、後半がテイस्टィングの練習という構成になっています。

ワインスクールに通おうと思った理由は2つあり、一つは、好きなワインをもう少し掘り下げて学んでみるとより楽しく味わえそうと思ったから、もう一つは、昨年、高校生ぶりに（世界）地図帳を広げたり、市販の教材を用いたりしながら独学で勉強を始めてみたものの、限界を感じたからです。フランスはボルドーにあるメドック地区の、60個近くある格付けワインの名称を覚えるあたりで見事挫折しました（聞くところによると、ここで皆さん最初の挫折をされるそうです）。

そして先日、初回の授業に行ってきましたが、何もかも新鮮な学びで、とても楽しかったです。覚えることは多く、自学習は必須ですが、ユーモア溢れる先生の授業のおかげで良いモチベーションで臨めています。

まだ足を踏み入れたばかりのワインの世界ですが、面倒くさいワイン語りの人にはならないように気を付けながら、そして本業はしっかりと頑張りながら、存分に楽しんでいこうと思います。

## 1 週間のニューヨーク旅行

弁護士 西川 侑之介

昨年（2023年）11月頃にはなりますが、新婚旅行でニューヨークへ1週間ほど行ってきました。これまでは海外に行くとしてもアジア圏での旅行が多かったため、ニューヨークの多種多様な人種が集まる雰囲気はとても新鮮であり、またアメリカならではの建物やイベントの規模の大きさに驚くことも多々ありました。

現地の人の快活さにも刺激を受けました。カフェで注文をする際に店員と気軽に雑談をしたり、またホテル内のエレベーターの中でも見知らぬ人同士で挨拶をし、去り際には「Have a nice day!」と声を掛け合う、そういった雰囲気はとても心地よく感じられるものでした。

旅行の中でハイライトは、ヘリコプターから見たマンハッタンの夜景です。ヘリにはマンハッタン市内から1時間ほど移動したところにあるリンデン空港から乗り、自由の女神の上空を通った後、マンハッタンの南北を1往復する航路でしたが、視界いっぱいに広がる100万ドルの夜景は一生忘れられない思い出となりました。



### 所属弁護士

弁護士・弁理士 三山 峻司  
社会福祉士

弁護士 池田 聡

弁護士・弁理士 矢倉 雄太  
博士(法学)

弁護士 阪口 誠

弁護士 松下 聡

弁護士 西川 侑之介

弁護士 湯浅 靖

弁護士 安田 幸司  
NY州弁護士

弁護士 北村 優香子

### 中之島シティ法律事務所

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号

大阪中之島ビル9階

TEL 06-6203-2355

FAX 06-6203-2356

http://www.nclaw.jp E-mail : info@nclaw.jp

